）又は同法第五十六条第七項若しくは第八項	）若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項の規定により徴収する費用又は同令附則第九条の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六条第七項若しくは児童福祉法第五十六条第八項

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第二十二条第一項の項を次のように改める。

第二十二条第一項	同法第五十六条第七項	読替え後の児童福祉法第五十六条第七項
	同法第五十六条第二項	児童福祉法第五十六条第二項
	同条第二項	児童福祉法第五十六条第二項

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に設置された第六条第一号の規定による改正前の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子健康センター」という。）及び同日前に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第三条第二項の規定により同条第一項に規定する総合整備計画に定められた母子健康センターであって同日以後に設置されるものについては、第六条第一号の規定による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子健康包括支援センターとみなす。

第三条　この政令の施行の日前に設置された第六条第三号の規定による改正前の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センター（以下この条において「母子健康センター」という。）及び同日前に過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第六条第二項の規定により同条第一項に規定する市町村計画に定められた母子健康センターであって同日以後に設置されるものについては、第六条第三号の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康包括支援センターとみなす。

第四条　この政令の施行の日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により同条第一項に規定する地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であって、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康センターを整備するものについては、同日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であって、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康包括支援センターを整備するものとみなす。

第五条　第九条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第四号及び第二項第八号並びに第十四条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　稲田　朋美

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十四号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号ナ、第五条第八項及び第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年二月二十八日」に改め、同条第一号中「次条第五号」を「次条第二号」に、「第六号及び第七号」を「第三号及び第四号」に改め、同条第三号中「次条第四号及び第五号」を「次条第一号及び第二号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2　国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

第二条中「同号レに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により同号ツに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第二号及び第三号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により」を削り、「次の第四号から第七号までに」を「、次に」に改め、同条第一号から第三号までを削り、同条第四号中「第一号に掲げる業務」を「自然災害によって被害を受けた施設又は設備であってその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置」に改め、同号を同条第一号とし、同条第五号中「第二号に掲げる業務」を「宿泊又は作業のための施設の維持管理」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号を同条第三号とし、同条第七号を同条第四号とする。

第三条第一項中「及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）」を削り、同条第二項中「（同表の一の項の中欄に掲げる区分に該当する場合において、部隊派遣自衛隊員が法第三条第五号ラに掲げる業務を行ったときには、同項の下欄に定める額に八千円を加算した額）」を削り、同条第三項中「協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については」及び「により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例」を削る。